





いう方もいらっしゃいます。いまや神奈川県と鳥取県との人口の比率というのは一対五・五六倍、つまり、鳥取の方々の政治的な権力というのにつまり、五・五六倍になっているということでございまして、これを裁判がどうだとうだといって、判決が出るからとか、裁判によつて改正をするといふことではなくて、私は判決など以前の問題だと思つてございます。

大変手前みそでござりますけれども、私の愛知県は人口が六百二十万でございます。定数三名です。北海道は、人口が愛知県より少ない五百六十万でございますが、定数は四名でございます。奈良県は、六百九十万近く人口があるわけでござりますけれども、定数は二名でございます。これをいつまでも放置をして本当に正しい民主的な政治といふものができるのかどうなのか、このことは皆さん方もよく御承知だと思つうわけでござります。現定数の中で参議院議員の定数は正をやるのかどうなのかも含めまして、自民党は、この十一年來の定数は正について一体どういうふうにこれから定数は正を図つていいとするのか、日程的なめどを国民の前に私は明らかにすべきであると思うであります。

もう一つ残つてゐる問題は、初めて行われました比例代表制の選挙運動の問題でござります。これは法案審議の中でもずいぶんと議論がございましたけれども、せめて候補者あるいは名簿登載者のように車一台街頭で訴える機会があつてもいいのではないか、あるいは推薦はがきも一定の枚数はあつたけれども、せめて候補者は必ずしも少しあつてもいいのではないか、もう少し拡大をしないか、という声が今度の参議院選挙の比例代表制でもあつたと思うのであります。鉄は熱いうちに打てと申しますけれども、選挙が終わつて、そしていろいろな論点が出たときに、私は、なるべく

いう方があつてしまつています。いまや神奈川県と鳥取県との人口の比率といふのは、五・五六倍になつて、私たちは、これはきわめて出るからとか、裁判がどうだとうだといつて、判決がわかるからとか、裁判によつて改正をするといふことではなくて、私は判決など以前の問題だと思つてございます。

大変手前みそでござりますけれども、私の愛知県は人口が六百二十万でございます。定数三名です。北海道は、人口が愛知県より少ない五百六十万でございますが、定数は四名でございます。奈良県は、六百九十万近く人口があるわけでござりますけれども、定数は二名でございます。これをいつまでも放置をして本当に正しい民主的な政治といふものができるのかどうなのか、このことは皆さん方もよく御承知だと思つうわけでござります。現定数の中で参議院議員の定数は正をやるのかどうなのかも含めまして、自民党は、この十一年來の定数は正について一体どういうふうにこれから定数は正を図つていいとするのか、日程的

なめどを国民の前に私は明らかにすべきであると思うであります。

もう一つ残つてゐる問題は、初めて行われました比例代表制の選挙運動の問題でござります。これは法案審議の中でもずいぶんと議論がございましたけれども、せめて候補者あるいは名簿登載者のように車一台街頭で訴える機会があつてもいいのではないか、あるいは推薦はがきも一定の枚数はあつたけれども、せめて候補者は必ずしも少しあつてもいいのではないか、もう少し拡大をしないか、という声が今度の参議院選挙の比例代表制でもあつたと思うのであります。鉄は熱いうちに打てと申しますけれども、選挙が終わつて、そしていろいろな論点が出たときに、私は、なるべく

早くこういったものを改正をしていくべきだと思つますけれども、提案者自民党的な考え方と、この改正の時期的なめどについて御意見を伺つておきたいと思うのであります。

その次に、本案の中身の問題でござりますけれども、日数の問題、確かに衆議院の場合には、昭和三十三年から今日まで二十五年間、二十日間の選挙運動が行なつてまいりました。そして、その前には五日間二回縮めてまいつたわけでございますが、だからといって二十日間を直ちに十五日間ににしていいということにはならないと私は思うのであります。

第一、北海道のように大変広いところでは十五日間でやれといふことは、有権者との間で接点が大変少なくなるわけでござります。しかも、短くなればなるほど選挙の前に事前運動をやっていかなければならぬ。この事前運動というのは、選挙法の中では大変難しくなつてござります。そこで、どこまでが事前運動か、これは結局警察の判断によらなければいかぬ。選挙というものが絶えず警察の監視のもとにやられるという、私は決して好ましいことにならないのではないかと思うのであります。しかも、町村の選挙のようにわずか五日間でやれということになりますと、日曜日が全く入らない。もう働いている方々は候補者の顔を見るチャンスもほとんどないというような、こういった選挙法で果たしていいのかどうなのか。

三番目には、個人ピラでござりますけれども、

所場所によりましていろいろな違いがござります。また、市長選挙や県知事選挙のように一対一で選挙をやるという場合には、この立会演説会といふのは大変有効になるわけでござります。また、衆議院選挙でもこれが十二分に活用されてい

るところはござります。

私は、費用をちょっとと調べてみたわけでござりますけれども、立会演説会

一回やりましても、費用は五千円から、平均をい

たしまして三万四千円ぐらいしかからないわけ

でござりますから、金や時間が大変かかるもので

はないわけでござりますから、十二分にこれは残

しておいていいのではないか、より有効に使うこ

とを考えていのではないか、あえて廃止をする

理由はないのではないかと私は思うわけでござ

ります。どうぞそういう意味におきまして、日数

なり運動時間なり、立会演説会をなくすというこ

とは、投票率がますます下がつていくことに通じ

ていいことを私は大変危惧をしておるわけでござ

りますから、あえてこれに踏み切らなければなら

ないより積極的な理由について、再度お伺いを

ておきたいと思います。

四番目は、私は、選挙運動といふのは一定のルールの中ではなるべく自由に行われるべきだと思

います。その意味におきまして、なるべくお金が

かかりずに、なおかつ有権者の方々と目と耳から

十二分に接することができる選挙法といふものを

さらに拡充していく必要があるのでないだらう

ことを思うわけでござりますけれども、ぜひその

実現方に向けて御意見を賜りたいと思います。

もう一つ申し上げていかなければいかぬのは、

地方選挙の公官の問題でござります。これも地方

議会のお金の関係ということでなかなか進みませ

んけれども、やはりこれも公選法の改正等によつて

これを促進する方法といふのは考えるべきではな

いかと思いますけれども、御意見を賜りたいと思

昭和五十八年十月四日 衆議院会議録第七号

## 公職選挙法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する質問

する佐藤觀樹君の質疑

八

さて次に、いまの政治というものは大変金がかかることで、う二三は大変大きな問題になつてゐるわナ。

るとしていたことが問題になってしまふ。そこで、いまして、かつては政治というものが知性の政治あるいは徳の政治、ときには武士の時代たゞは武力による政治という時代もあったわけですが、ますけれども、いまや金によるところの政治の支配という、こういう大變忌まわしい事態になっているというのが現状ではないでしょうか。そこで、私は、政治資金規正法の改正の問題について

は改正をされましたがれども、そのときにも問題になりましたように、個人が指定団体に入れる、入りた指定団体から個人がどれだけ引き出そろうと、何をやろうとさっぱりわからないというのがこの制度でございまして、この保有金につきましても、五十七年度お届けになりましたのは自民党の中のただ一人という、心配していたとおりのことになつてゐるわけでございます。この個人献金のあり方についても、登録のあり方についてもさらば検討を加えていく必要があると思うわけですが、

究されて いる ようで ござりますけれども、確かに  
政党 といふのは 議会 制度 の 中で 大変 重要な 位置づ  
け を持つて いることは 私も 否定しません。ただ、  
いまの ように、たとえば 自民党さんの 収入 が 申告  
されただけ で 百二十六億、各 派閥 の 申告 を 合わせ  
ますと、ほほその半分の 五十四億ばかりあるわけ  
でござります。政治資金 と 言われるものが 全部で  
一千九百四億円、これは 中央に届けられたものだ  
けでございまして、地方に届けられたものは その  
約半分の 六百七十億、こう いうこと でござります。

答をひとつお示しいただきますよう中曾根總理に最後の質問をいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。（拍手）

〔内閣總理大臣（中曾根康弘君登壇）〕 佐藤議員にお答えをおいたします。

まず、政治資金規正法の問題でございますが、確かに、時代の変化に相応いたしまして、政治資金規正法は絶えず検討を加えていく必要があると思つております。

されからまた、よく政治資金につきましては透  
明度ということを言われますけれども、百万円以  
下のことでは表に出さなくていいということになります。

いりますので、私たちのよう百円以下での献金しかない場合には透明度ゼロになるわけでございます。これも制度的には大変おかしな制度でございまして、その意味では、せめて百万を五十万に少額にしていく、なるべく公開できるようなやり方に変えていく必要があるのではないかと思うのであります。

それから、政治資金規正法の附則八条に、個人

献金への道をより一層五十五年以降考える」という附則がついているわけでございますが、これも自 治省が責任を持って何ら対処をしているようには見えません。その意味では、個人献金をより一層

ふやしていくにはどういうふうにすべきかということを考えてみなければいかぬと思うのであります。」「水清ければ魚すまず」という言葉がございますが、いまのような現状をそのまま肯定して、果たして本当に政治の信頼が得られるのかどうなか、このことを皆さんと一緒に考えてみなければいかぬと思うのであります。(拍手) 質問の六番目は、いま自民党さんの方では政党法の研究が進んでいるようでございます。

私はそこで申し上げたいのですが、個人献金はなかなか少ないので、ひとつ政党に対して常時資金援助をしてようということで政党法を研

究されているようでござりますけれども、確かに政黨というものは議会制度の中で大変重要な位置づけを持つてはいることは私も否定しません。ただ、いまのようには、たとえば自民党さんの収入が申告されただけで百二十六億、各派閥の申告を合わせますと、ほぼその半分の五十四億ばかりあるわけでございます。政治資金と言われるものが全部で一千九十四億円、これは中央に届けられたものだけでございまして、地方に届けられたものはその約半分の六百七十億、こういうことでございますから、膨大な政治資金が使われている。これはそのままにしておいて、そして今度は国から政党に対して補助金をもらおうということについては……

○議長(福田一君) 佐藤君、佐藤君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○佐藤觀樹君(続) これは、國民は納得しないと私は思うわけでございます。どうぞひとつ、その点についてどう考えられているのか、お伺いをしたいと思います。

最後に、恐らく中曾根総理からそういう答えは出てこないと私は思うのでございますが、昭和五十年には、三木内閣のときに選挙法の改正をしました。政治資金規正法も、不十分ではございましたけれども量的な規制をする。こういうことをやつてきたわけでございますけれども、これだけは政治倫理や政治の浄化が言われているこの国会に対しても何をしようとしているのか。

三木内閣のときの幹事長でございました中曾根総理、三木内閣のときにやつたからいいのだ、これでは済まないと思うのです。中曾根内閣が政治浄化に対しても一体何をしようとしているのか、残し得るのか、このことを、大変重要なロツキーで、どうぞ国民の方に納得のいただける回

○内閣総理大臣（中曾根康弘君）　佐藤議員にお答えをいたします。

まず、政治資金規正法の問題でございますが、確かに、時代の変化に相応いたしまして、政治資金規正法は絶えず検討を加えていく必要があると思っております。

また、政党法の問題でございますが、現在、民主主義世界におきまして、政党的役割りはきわめて重大であります。

特に我が国におきまして、参議院の比例代表制が施行されまして以来、いわゆる政党選挙という形に選挙制度も色濃くなってきたわけでござります。しかし、このよきな政党法の問題は、議会制民主主義の基本に係る問題でございまして、そちら等々に考へべき問題ではございません。

したがいまして、特に参議院の比例代表制でござましたこの間の選挙の結果等を反省いたしまして、党の皆様方に政党法というものについて、外国でどういうふうに扱っているか、わが国ではこれをいかに考へべきか、ぜひ検討して勉強してもらいたいということを申し上げておるのでありますとして、その研究の結果をお聞きしたいと思つておるわけでございます。

次に、国会議員や大臣の資産の公開の問題でございます。

私は、個人といたしましては、公職につき、特に高い地位についた者がその資産を公開するという考え方には賛成でございます。しかし、これを制度として強制するということは、ちょっと検討を要する問題があるのでないかと思います。与野党の場合、國務大臣とか、あるいは幹事長とか、あるいは執行委員長とか、あるいは書記長とか、あるいは政調会長とか、さまざまな職種が官公吏にあり得るわけだと思います。そういうものに及び民にあります。

つきまして、どういう区分けをしてどの程度進行するのが適当であるか等々、検討すべき点も多々あるわけでございまして、個人として私は賛成でございますから、私自身はやっておりますけれども制度としてこれを強制するという点につきましては、もう少し検討する必要があると考えております。

次に、天下り規制の問題でございますが、これは、人事院が一定の基準を設こまつて厳重な審査を行つておられるのでござりますが、これ

の際は、そのような道徳性の問題と同時に、やはり政治あるいは政党は政策を明確にして、そして国民に対してその政策を断行して、国民に希望をさらに強く持たせる、そういう積極面についてもわれわれは強く考えてみたいと思っておるところでございます。

いて検討をずっと続けております。先般、統一地方選挙、参議院選挙も終了いたしましたので、この際、その実施状況も勘案し、そして、金のかからない選挙の実現のためにどうしたらよいかといふことで検討を重ねました。その結果、いろいろな面で各党の御賛同を得られるようなものに集約をいたしました。

次に、天下り規制の問題でございますが、これは、人事院が一定の基準を設けまして厳重な審査を行つておるわけでございます。離職後二年間というものは、前五年間密接な関連を持つておった業種には天下りできない、こういう規制をしておるわけでございます。

職業選択の自由の問題と、もう一つは職務の公正性を確保という要請との調和の問題でございますが、確かに現在人事院が規制しておりますのを、さらに厳重にこれを励行するよういたしたらどうかと考えておる次第でござります。

ましては、これはあくまでも国民に指弾をされなさいように自爾自戒をして、そして代表者たるにふさわしい進退を行うこと、これが基本でござります。それから団体につきましては、政党あるいは政治団体につきまして、その運営を透明ならしむるという点が、次にわれわれとして深く考えなければならないところでございます。選挙制度等の改革もその一環でございまして、やはり選挙違反を起こさせないと、これがまず基本で、大事な点ではないかと思います。

それから、選挙における資金の操作の問題、これを公正を確保する問題とか、あるいは小さなところであります、選挙運動中につきましても、学

從來会計検査院の検査体制の強化につきましては、協力申し上げておるところでござります。しかし、政府関係金融機関等の融資先に立入検査権を有する活力の問題と公権力の介入という問題に遭遇いたすのでございまして、必ずしもにわかつにこれを判断するわけにはまいりません。したがいまして、現在の状況におきましては、提案することは困難であると考えております。しかし、一方におきまして、会計検査院が行ないまする検査の充実強化につきましては、政府としても、これを一層さ

校の前でマイクをやらぬとか、あるいは寝ていいる赤ん坊を起さないよう騒音を大きくしないとか、そういう小さなことであるけれども、やはりこれは政治家として考えなければならぬところであります。しかし、基本的に考えれば、政界全体の空氣というものをもつて、よりさらに道徳性を高めしていくという点については、みんな政党も個人も常に首々として努力していくことでございまして、その点については、特に戒心してまいりました。——と思ふ次第でござります。

残余の答弁は、関係大臣より御答弁申し上げます。(拍手)

なぜ、この際、改正案を出したかということですが、自由民主党におきましては、かねてから選挙制度調査会で、選挙制度の諸問題について

いて検討をずっとと続けております。先般、統一地方選挙、参議院選挙も終了いたしましたので、この際、その実施状況も勘案し、そして、金のかからぬい選挙の実現のためにどうしたらよいかというとて検討を重ねました。その結果、いろいろな面で各党の御賛同を得られるようなものに集約いたし、この改正案をまとめた次第でござります。

参議院の定数問題、比例代表の選挙等の問題でございますが、これは、参議院の定数は正や参議院比例代表選挙の運動の問題も重要な問題でござりますので、自民党的選挙制度調査会においてお一層検討を重ねてまいりますが、国会においても各党間の話し合いをいただき、そして事柄の性格上、たとえば参議院の公職選挙特別委員会等の場を通じまして、各党の御意見を交換してまとめていただければ幸いだと思っております。むづかしい問題を含んでおるだけに、いろいろ御議論あると予想されております。今回の提案には入れておりませんが、今後、努力を続けてまいる所存でございます。

選挙運動日数の短縮等の問題について、弊害はどうかという御質問でございますが、最近の選挙の実態にかんがみまして、二十年ぶりに選挙運動期間の短縮をしようということにいたした次第でございます。自民党では地方六団体の御意見を承りましたが、この地方六団体はいずれも期間短縮案に賛成の御意見でございました。

また、ほとんど実体を失つております立候補演説会の廃止や、一般に評判の悪い連呼時間の短縮等を図ることも、金のかからない選挙の実現に資するものでありますし、この改正によりまして、格別の支障はないと考えております。

國務大臣山本幸齋君登博

Kで経歴放送を一回増加をいたすわけでございませんして、これによりまして、非常に充実した配慮ができるものと考えております。なお、選挙制度について、この面で相当な改善になるものと考えております。

第四の、選挙運動拡充の問題でございますが、御指摘の選挙運動の問題を初め、選挙制度はいろいろな経緯があつてできてきてるものであります。時代の進展に応じ、適時適切に見直しを行つていくべきものであると考えております。

しかしながら、御指摘の各種の問題については、それぞれ重要な問題をはらんでおりますので、われわれも今後なお各党の御意見を承りながら慎重に検討していくかたと考へております。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣山本幸雄君登壇〕

○国務大臣(山本幸雄君) 政治資金規正法の見直しというお話をございますが、ただいま總理からいは、こういう問題は常に絶えず見直しをしていかなければならぬといふお話をございまして、全くそのとおりだと思います。この問題は、議会制民主主義の発展の上から見まして、非常に重要な問題であるという認識を私ども強く持つておるわけでございますが、何せこれは選挙制度の根幹にも触れてくる問題であります。また、各政党の財政的な基盤といふものはそれぞれやはり違うということをございまして、この問題は、各政党の政治活動の上に大きな影響を現実に及ぼすといふことを思います。先ほど来御指摘のように、この法律の五十年改正で、確かに個人献金を中心として五年後に見直すということが附則八条に書いてあるわけでございます。

そういう問題も含めましていろいろ問題の御指  
起がございましたが、この問題はやはり各党間で  
十分ひとつ御審議をいただく、御論議をいただく  
ということがまず先決ではないか、そういう皆様  
の方の合意の上に立つて、この問題と真剣に取り組  
んでいかなければならぬ問題であろう、やはりそ

ういうやり方が今日では現実的であり、きわめて

民主的な方法であろう、こういふうに私はも考へておるわけでございます。今後ともこの問題の重要性につきましてはそういう問題意識を持つてやつていきたい、こう思つております。(拍手)

○議長(福田一君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(福田一君) これにて質疑は終了いたしました。

午後一時四十七分散会

○議長(福田一君) 本日は、これにて散会いたしました。

一、去る九月二十日、議長は、国土審議会特別委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

(首都圈整備特別委員会) 細谷 治嘉君

小川 省吾君

吉田 正輝

正道

川崎 勝

水野 勝

大山 綱明

吉田 正毅

妹尾 正毅

建設大臣官房総務審議官 吉田 公二  
自治大臣官房審議官 金子 清  
自治省行政局公務員部長 坂 弘二  
自治省行政局選舉部長 岩田 梢  
同 同  
総理大臣申し出の次の者を、第百回国会政府委員に任命することを承認した。  
一、去る九月二十二日、福田議長は、中曾根内閣総理大臣申し出の次の者を、第百回国会政府委員に任命することを承認した。  
一、昨三日、福田議長は、中曾根内閣総理大臣申し出の次の者を、第百回国会政府委員に任命することを承認した。  
  
(政府委員任命)  
一、去る九月二十日、中曾根内閣総理大臣から福田議長あて、二十日議長において承認した手塚康夫外五十六名を、同日第百回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。  
一、去る九月二十二日、中曾根内閣総理大臣から福田議長あて、二十二日議長において承認した鈴木直道を、同日第百回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。  
一、去る九月二十四日、中曾根内閣総理大臣から福田議長あて、八日議長において承認した愛川重義を、二十四日第百回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。  
一、去る九月二十四日、中曾根内閣総理大臣から福田議長あて、十三日議長において承認した加戸守行を、同日第百回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。  
  
(政府委員退任)  
一、去る一日、中曾根内閣総理大臣から福田議長あて、第百回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失つた旨の通知を承認した。

官職名	異動前の氏名	異動後の氏名	官職名	異動前の年月日	異動後の年月日
文化庁次長	岐阜県第二区選出議員	浦山太郎	(退職)昭六・三		
予算委員	大蔵委員	外務委員	内閣委員		
辞任	辞任	辞任	権兼次郎君		
栗原祐幸君	矢野義輝君	行彦君			
砂田重民君	狩野明男君	上草義輝君			
根本龍太郎君	栗原祐幸君	池田行彦君			
孫一君	砂田重民君	狩野明男君			
正勝君	根本龍太郎君	上草義輝君			
谷洋一君	山原健二郎君				
元次君					
今井勇君					
近藤洋一君					
岡田元次君					
砂田重民君					
根本龍太郎君					
孫一君					
正勝君					
補欠	補欠	補欠			
竹本孫一君	林保夫君	中路雅弘君			
谷洋一君	山原健二郎君	正木良明君			
元次君					
今井勇君					
近藤洋一君					
岡田元次君					
砂田重民君					
根本龍太郎君					
孫一君					
正勝君					

中路	雅弘君	松本	善明君
今井	勇君	栗原	祐幸君
近藤	元次君	根本龍太郎君	
谷	洋一君	砂田	重民君
正木	良明君	矢野	絢也君
岡田	正勝君	竹本	孫一君
正森	成二君	金子	満広君
松本	善明君	不破	哲三君
議院運営委員		上坂	昇君
大蔵委員		川本	敏美君
科学技術委員		渡辺	貢君
辞任		山原健二郎君	
大蔵委員		山中	貞則君
辭任		与謝野	馨君
阿部	助哉君	山中	貞則君
塙田	庄平君	与謝野	馨君
沢田	店君	山原健二郎君	
鈴木	強君	渡辺	貢君
予算委員		山中	貞則君
辭任		阿部	助哉君
補欠		鈴木	強君
大蔵委員		沢田	広君
辭任		塙田	庄平君
阿部	助哉君	阿部	助哉君
誠一君		鈴木	強君

昭和五十八年十月四日 衆議院会議録第七号 朗読を省略した議長の報告

八六

行に伴う関係法律の整理等に関する法律  
案、総務庁設置法案、総理府設置法の一部  
を改正する等の法律案、総務庁設置法等の  
一部を改正する法律案及び行政事務の簡素  
合理化及び整理に関する法律案について  
右によつて公聽会を開きたいから衆議院規則第  
七十八条により承認を求める。

昭和五十八年九月二十九日  
行政改革に関する特別委員長 金丸 信  
衆議院議長 福田 一殿  
(議案提出)  
一、去る九月二十日、議員から提出した議案は次  
のとおりである。  
公職選挙法の一部を改正する法律案(大野公義  
君外七名提出)

一、去る九月二十日、議員から提出した議案は次  
のとおりである。  
公職選挙法の一部を改正する法律案(大野公義  
君外七名提出)

一、去る九月二十日、議員から提出した議案は次  
のとおりである。  
公職選挙法の一部を改正する法律案(大野公義  
君外七名提出)

一、去る九月二十日、内閣から提出した議案は次  
のとおりである。  
公職選挙法の一部を改正する法律案(大野公義  
君外七名提出)

以上五件 行政改革に関する特別委員会 付託  
(議案付託替え)  
一、去る九月八日、内閣委員会に付託した国家行  
政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、  
第九十八回国会閣法第三九号)は、去る九月二  
十日これを行政改革に関する特別委員会に付託  
替えした。

本会期中  
右によつて国政に関する調査を致したいから衆  
議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十八年九月二十七日  
本会期中  
右によつて国政に関する調査を致したいから衆  
議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十八年九月二十九日  
社会労働委員長 稲村 利幸  
衆議院議長 福田 一殿  
(調査要請承認)  
一、大蔵委員長から提出した次の国政調査承認要  
求に対し、議長は去る九月二十七日これを承認  
した。

昭和五十八年九月二十九日  
大蔵委員長 森 美秀  
衆議院議長 福田 一殿  
(調査要請承認)  
一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要  
求に対し、議長は去る九月二十九日いづれもこ  
れを承認した。

昭和五十八年九月二十九日  
社会労働委員長 稲村 利幸  
衆議院議長 福田 一殿  
(調査要請承認)  
一、國政調査承認要求書  
一、調査する事項  
一、國の会計に関する事項  
二、税制に関する事項  
三、関税に関する事項  
四、金融に関する事項  
五、証券取引に関する事項  
六、外国為替に関する事項  
七、国有財産に関する事項  
八、専売事業に関する事項  
九、印刷事業に関する事項  
十、造幣事業に関する事項

右によつて国政に関する調査を致したいから衆  
議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十八年九月二十九日  
社会労働委員長 稲村 利幸  
衆議院議長 福田 一殿  
(調査要請承認)  
一、歳入歳出の実況に関する事項  
二、国有財産の増減及び現況に関する事項  
三、政府関係機関の経理に関する事項  
四、国が資本金を出資している法人の会計に  
関する事項  
一、調査する事項  
一、厚生関係の基本施策に関する事項  
二、労働関係の基礎施策に関する事項  
三、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福  
祉及び人口問題に関する事項  
四、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策  
に関する事項

右各事項について実情を調査し、対策を樹立  
するため

三、調査の方法  
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取  
及び資料の要求等

四、調査の期間  
本会期中  
右によつて国政に関する調査を致したいから衆  
議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十八年九月二十九日  
社会労働委員長 稲村 利幸  
衆議院議長 福田 一殿  
(調査要請承認)  
一、調査する事項  
一、歳入歳出の実況に関する事項  
二、国有財産の増減及び現況に関する事項  
三、政府関係機関の経理に関する事項  
四、国が資本金を出資している法人の会計に  
関する事項  
一、調査する事項  
一、歳入歳出の実況に関する事項  
二、国有財産の増減及び現況に関する事項  
三、政府関係機関の経理に関する事項  
四、国が資本金を出資している法人の会計に  
関する事項  
一、調査の目的  
決算の適正を期するため



昭和五十八年九月三十日

大蔵委員長 森 美秀

〔別紙〕

衆議院議長 福田 一殿

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一 國際通貨基金が、本来の設立目的に即し、世界経済の健全な発展と安定した国際経済秩序の形成をめざして、通貨に関する国際協力の促進などの活動を推進するよう努めること。

二 開発途上国の累積債務が深刻さを加えていることにかんがみ、その打開のために、我が国が国際的に開発途上国の経済運営を円滑ならしめるよう、積極的に努力すること。

三 國際通貨基金及び国際復興開発銀行の果たすべき役割的重要性にかんがみ、その増資に当たっては、最近における加盟国の経済の実態を十分反映したものとなるよう努め、その運営にも積極的に貢献すること。

## 衆議院会議録第六号中止議

一 二 三	通案状態	正 次は、 意義ある
一 二 三	充 充 充	段行 二〇 二〇
一 二 三	未人 未人 未人	議 議 議

明治二十五年三月三十日  
便物記可日

昭和五十八年十月四日 衆議院會議錄第七号

九〇

## 発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
大藏省印刷局  
電話 東京 6111(大代) 105

一定価  
一部